

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	県営住宅等管理関連事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、県営住宅等管理関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅等管理関連事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき整備された県営住宅の管理に関する事務のうち、家賃決定、家賃減免、同居承認、入居継続承認事務等について特定個人情報ファイルを取り扱う。 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条2項に規定する賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)に関する事務のうち、入居資格審査について特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	県営住宅等管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅等管理システムデータベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表27、93の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表53、124の項 (情報提供) 情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県土整備部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県県土整備部建築住宅課県営住宅整備グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL017-734-9694
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点で特定個人情報の収集を行っていない。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点で特定個人情報の収集を行っていない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	建築住宅課長 成田宏之	建築住宅課長	事後	
令和1年6月25日	II-1-対象人数 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2-対象人数 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和4年12月22日	I-5-7 請求先グループ名	情報公開・不服審査グループ	文書・情報公開グループ	事後	
令和4年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	評価を実施してから5年が経過するため
令和4年12月22日	II しきい値判断項目 2. 対取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	評価を実施してから5年が経過するため
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という別表第一の19、61の2の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第46条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表27、93の項	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会) 項番31、85の2 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会) 第22条、第43条の4 (別表第二における情報提供) 情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表53、124の項 (情報提供) 情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL017-734-9083	青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL017-734-9083	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 対取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 対取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か	なし	十分である	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV-8 判断の根拠	なし	現時点で特定個人情報の収集を行っていない。	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV-9 監査実施の有無	[O]内部監査	[O]内部監査 [O]外部監査	事後	評価を実施してから2年が経過するため
令和7年1月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV-11 判断の根拠	なし	現時点で特定個人情報の収集を行っていない。	事前	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正